

違法伐採対策に関する自主的行動規範

木材表示推進協議会
制定 平成18年3月31日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

「木材製品に関する情報を自主的に表示することによって、消費者及び需要者に対する製造業者の説明責任を果たすとともに、企業の社会的責任を全うすることを目的」とするとして活動をはじめている木材表示推進協議会は、このような状況をふまえ、違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

(違法伐採に対する反対)

- 1 木材表示推進協議会は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

(政府の取組への協力)

- 2 木材表示推進協議会は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進)

- 3 木材表示推進協議会は、木材製品の樹種、原産地、加工の種類とともに、合法性、持続可能性を表示することにつとめ、これらの証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力する。

(合法性等の証明のための事業者の認定)

- 4 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、木材表示協議会の業務方法書、自主表示規則、会員資格審査基準など諸規程に、合法性・持続可能性の証明に係る事項を規定し、これに基づき当団体の会員企業の認定を行い、その供給の促進に努める。

(他の団体との連携)

- 5 木材表示推進協議会は、違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体及びNGO等との連携を図る。

(情報の公開)

- 6 木材表示推進協議会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

以上